

東日本大震災復興関連事業チェックシート  
(平成23年度第3次補正予算)

(厚生労働省)

事業名	被災地の障害者に係る実習型雇用支援事業後の正規雇用奨励金の拡充		担当部局	職業安定局高齢・障害者雇用対策部	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度開始・平成25年度終了予定(支給は28年度終了予定)		担当課室	障害者雇用対策課	障害者雇用対策課長		
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定		施策名	II-1-3 高齢者、障害者、若年者等労働者の特性に応じ、就労支援や失業の防止を図る			
根拠法令(具体的な条項も記載)	雇用保険法第62条第1項第1号、雇用保険法施行規則附則第15条の10、第15条の11		関係する計画、通知等	-			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	一旦失業すると再就職及び職場定着が特に困難となる被災地の障害者の雇用確保及び雇用継続を図るため、被災地の障害者を対象として、実習型雇用支援事業後の正規雇用奨励金を拡充する。						
事業概要(5行程度以内。別添可)	<p>実習型雇用支援事業(※)の対象となる被災地の障害者について、被災地における事業主が障害者を雇用するインセンティブを高めるため、実習期間終了後の正規雇入れの正規雇用奨励金の支給回数を3回に増やし、計150万円を支給する。(現在は、半年定着後50万円、さらに半年定着後に50万円を支給)</p> <p>※実習型雇用支援事業:原則として6か月間の有期雇用として求職者を受入れ、実習・座学を通じて企業のニーズに合った人材に育成し、その後常用雇用を行う事業主に対して助成金(実習型試用雇用奨励金(実習時)、正規雇用奨励金(実習終了後の雇入れ時))を支給する。</p>						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
23年度予算額(単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
	11,574	-	-	制度要求	11,574		
成果目標(アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	(年度)			
実習型雇用開始者の常用雇用移行率(実習型雇用支援事業全体の目標。H23の目標値は90%であるが、本拡充による常用雇用移行実績の出るH24以降の目標値は未設定)		%	(90)	-			
単位当たりコスト			算出根拠	制度要求			
事業所管部局による点検							
項目				内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				・本事業は、被災地における障害者の雇用機会の確保を図るものであり、「復興への提言」の考え方(求人確保や求職者の特性に応じきめ細かい就職支援を実現することが望まれる。),「東日本大震災からの復興の基本方針」の考え方(若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保する。)に沿った事業となっている。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				・東日本大震災による多数の離職者のなかでも、障害者については一旦失業すると再就職及び職場定着が特に困難であることから、障害者が再就職しやすい環境を整備するとともに、職場定着への支援を行う本事業を行うことが必要である。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				・実習型雇用支援事業は一定期間の実習を前提としているため、企業の人材ニーズに合った人材育成及び正規雇用の奨励を図ることができるメリットがあり、今回の拡充により、障害者に対する本事業実施のインセンティブが高まるものとなっている。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				・当初予算で実施している本事業は、毎年度、事業評価及び目標設定を行い、本事業の費用対効果を検証している。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				・ハローワークにおいて求職登録を行った者を対象としており、自治体等との役割分担は存在しない。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				・実習型雇用支援事業について、特に支援が必要な障害者についてのみ正規雇用奨励金を拡充するものであり、他事業と重複はしない。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				・既にハローワークにて実施している実習型雇用支援事業後の正規雇用奨励金の一部拡充であることから、事業の迅速な着手・執行は可能であり、透明性の確保、適切な進行管理にも問題はないと考える。			

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×円/ )」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。